

発電機の製造工場試験に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

発電機の製造工場試験に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E13 においては、発電機に対し、急激な負荷変動や短絡電流の発生といった運転状態の変動に対する耐力を確認するため、電圧変動試験及び持続短絡電流試験が要求されており、本会規則にも取入れている。

同統一規則においては、同一形式の発電機等に対し当該試験の軽減又は省略が認められているものの、その条件が一部不明確であったことから、IACS は、同統一規則の見直しを行い、2015 年 8 月に統一規則 E13(Rev.2)として採択した。

このため、IACS 統一規則 E13(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 過渡電圧変動特性試験は、同一形式の発電機の試験結果から過渡電圧変動特性を計算することにより、省略できる旨規定した。
- (2) 新形式の発電機において、持続短絡電流試験を軽減又は省略する場合に提出すべき資料等を規定した。